

(ADP/117、1994年2月24日パネル報告)

【事実の概要】

1972年4月26日、米国財務省は、スウェーデンから輸入されたステンレス鋼板がダンピングされ、米国産業に損害が生じているとの申請を受理した。1973年1月25日、財務省がダンピングを認定し、同年5月1日、関税委員会が損害の発生を認定した。同年6月5日、財務省は、スウェーデン企業からの輸入を対象とするダンピング決定を布告した。

1976年6月、スウェーデンステンレス鋼板メーカーは、1973年のダンピング決定にStavex、Ramex、Type 904Lが含まれるか否かを問う書簡を財務省関税局(Customs Service)に送った。同年11月11日、関税局は、それらが73年ダンピング決定に含まれない旨の返答をした。

1973年当時、ステンレス鋼板を生産し、米国に輸出していたスウェーデン企業は、4社であったが、1984年5月以降、Avestaグループがスウェーデンのすべてのステンレス鋼を生産することになった。また、Avestaは、1976年に米国内の製鋼所(Ingersoll Division)を買収し、その米国内での生産を拡大している。

米国のダンピング決定の再検討に関する規定は、1930年関税法751条(最新の改正は1984年通商関税法)であり、そこでは次のように規定されている。ダンピングまたは損害の肯定的認定の再検討は、再検討を正当化するのに十分な状況の変化を示す認定に関する情報または再検討の要請を受けた時に行われる、損害認定の再検討手続においては、反ダンピング税の撤回を求める当事者が撤回を正当化するのに十分な状況の変化の立証責任を負う。

1985年と1987年の2度、Avestaは、1930年関税法751条(b)に基づく再審査をITCに要請したが、両者とも却下された。1987年の申請で主張された状況の変化は、以下の通りである。

- (1) スウェーデンの生産者は、4社から1社に減少し、生産能力も減少している。
- (2) スウェーデンからの輸入は、1976年以降、de minimisの水準である。
- (3) de minimisの水準は、米国内における生産施設の買収の直接の効果である。米国内におけるAvestaの製鋼所は、最も大きな生産者の一つであり、Avestaは、米国

への輸出をほとんど放棄している。

- (4) 73年の決定は、西欧の需要後退という事実を基礎にしていたが、現在のEC市場は、スウェーデンにとってますます強力な市場となっている。
- (5) 1986年3月1日、米国は、ほとんどすべての輸出国とVRAを締結し、輸入数量を完全に制限している。しかし、制限措置が実施される前であっても、米国の競争力ある企業は、明らかに好調であった。
- (6) VRAsによる輸入制限システムによって、VRA当事国は、通商法201条に基づく追加的措置の終了、すべての相殺関税とダンピング決定の取消し、相殺関税とダンピングの新規手続を免れる、という扱いを受けるが、VRA当事国でないスウェーデンからの輸入鋼板は、ダンピング決定が取消し又は修正されても通常の関税の他ダンピング手続、相殺関税手続に服し、米国市場での競争が禁止されている。
- (7) 米国企業は、継続した過程で幅広の冷延鋼板を生産しておらず、この製品は、広く提供されていない。1986年のスウェーデンからの輸入は、0.5%に過ぎない。
- (8) ある種の熱延鋼板は、1972年当時存在しておらず、現在もその輸入はわずかであり、米国企業は生産していない。

1991年5月6日、スウェーデンは、ダンピング防止協定（以下協定）15条2項に基づく協議を米国に対して要請し、協議が不調に終わったため同年10月10日、スウェーデンは委員会に調停のため付託した。調停も不調に終わったため、1992年4月15日、スウェーデンは、15条5項に基づきパネルの設置を要請した。

委員会は、1992年4月27日にパネルの設置を決定し、同年9月17日、パネルが設置された。標準の付託事項が採用され、委員長が F. Klein、委員が D. Walker, P. Paleckaである。

争点ならびに当事国の主張は以下の通りである。

1. 協定9条1項：ダンピング防止税の継続的賦課

〔スウェーデン〕

9条1項は、ダンピング防止税の期間に関して一般的な法的義務を課し、黙示にその期間を制限している。締約国は、適切な監視の下に置くことによってのみ、その義務を履

行することができる。監視のための特定の期間は設定されないが、その目的を効果的に実施できるものでなければならず、長期の時間の経過は、変化や発展の可能性が多く、再審査の必要性を増大させる。

〔米国〕

9条1項は、締約国に一般的な法的義務を課しているが、その義務の履行のためのいかなる手続をも規定していない。9条2項は、「正当な理由があるときに」自己の発意または要請のいずれかにより、再審査することを義務付け、1項の一般的な法的義務の履行のメカニズムを規定している。9条は、監視の義務を課していない。

2. 協定9条2項：自己の発意による再審査

〔スウェーデン〕

9条2項は、1項を補足しながら、別の義務を課している。2項は、“shall”を用いることで、調査当局にダンピング防止税の必要性を立証することを義務付けている。自己の発意に基づく再審査は、利害関係者の受動性に対するセーフガードでもあり、申請に基づく再審査を認めることによってその義務を免れない。

〔米国〕

9条2項は、自己の発議によるか利害関係者の申請による再審査のいずれかの機会を提供すべきことを規定している。利害関係者の受動性に関しては、利害関係者は、措置の継続または取消しに重大な利害関心を有しており、受動的でありえない。申請に基づく再審査が正当化されなければ、自己の発意による再審査も正当化されない。両者の基準は同じもので、違いはその情報の出处である。また米国の制度は、ITCの自己発議による再審査開始の可能性をも認めている。

3. 協定9条2項：再審査開始申請の却下

(1) 法的議論（9条2項の義務の解釈）

〔スウェーデン〕

9条2項に規定される「実証的な情報」は中立的な観念で、5条1項の「十分な証拠」の方が立証の程度が高く、「実証的な情報」は、ダンピング調査開始の基準より重い立証責任を課すものではない。再審査の開始のために要求されるのは、当初の損害認定が課税継続の基礎としての有効性を失ったことを示す情報である。そのような情報が提供されれば課税の必要性を立証する義務は調査当局にある。

米国の再審査規定によれば、「再審査を正当化するのに十分な状況の変化」がある場合

にのみ再審査を開始する。これは二つの要件、1)状況の変化と2)状況の変化が再審査を正当化するのに十分であること、つまり課税の取消しが損害を再発させないことを要求しており、協定の文言に合致しない。

〔米国〕

9条2項は、再審査の目的を課税の継続の必要性を判断することと規定し、1項と合せて考えると、9条の再審査は、損害を与えるダンピングに対抗するために課税が必要か否かを決定することを意味する。9条は、再審査が必要な状況を規定するが特別な手続や基準を規定せず、調査当局に広い裁量を与えている。9条に基づく再審査の基準は、課税の取消しによって損害が再発するか否かである。ダンピング防止税の課税によって相殺されているため損害が存在しないのは当然で、課税されている状況で損害の存否を基準に判断することは意味がない。「実証的な情報」は、課税取消しが損害を再発させないことを示すのに資する情報であり、当初の損害を認定した際に調査当局が検討した情報とは異なるものでなければならない。

関税法751条(b)の基準の二つの要素は、単一の基準の部分である。状況の変化は、取消しによる損害の再発あるか否かに関連する限りで意味がある。したがって、再審査を申請する当事者は、単一の基準を満たすことを要求されている。751条(b)の審査は、課税の取消しによって実質的損害が再発するか否かに焦点をあてているため、課税の結果生じた傾向は「実証的な情報」とはならない。

9条2項は、再審査の申請者に「実証的な情報」の提出という明示的な立証責任を負わせている。「実証的な情報」は「実証的な証拠」ほど高度ではないが、「十分な証拠」よりは「実証的な証拠」に近い。その理由は、①「実証的な」という単語が共通であり（「十分な証拠」との共通性はない）、②再審査の開始は、性質上、新たな調査の開始よりも厳格な要件を要求すべきであるからである。

「実証的な情報」の存否の判断において、調査当局は、反対の証拠を検討し情報の重要性を判断する権限が与えられている。したがって、申請者は、再審査を正当化する状況の変化を立証する必要はないが、信頼できる証拠でITCに再審査の正当性を納得させなければならない。再審査開始のための検討と再審査での検討は同じもので、ただその際に必要な証拠の程度が違うだけである。

(2) 事実に関する議論

パネル手続における事実の検討に関して、スウェーデンが9条2項にいう「実証的情

報」の意味を明確にするのがパネルの任務であると主張したのに対して、米国は、パネルが事実的側面を検討するのを否定しないが、事実が調査当局の結論を合理的に支持するか否かを検討し、協定適合性を決定するのがパネルの任務であり、調査当局がしたような新たな (de novo) 検討をすべきでないと主張した。

事実の評価に関しては、以下の点について、当事国間に争いがあった。

- (i) 輸入量の進展：ダンピング課税対象外の三つの特殊ステンレス鋼板の輸入量の除外の可否とその評価
- (ii) 1976年の米国内の製鋼所買収：Avestaの輸出戦略が変更されたか否か
- (iii) ECへの輸出：ECへの輸出と米国への輸出量の関連の有無
- (iv) スウェーデン産業の再編成による生産能力の減少：余剰生産能力の評価
- (v) 特殊鋼板の除外：ダンピング課税の対象となっている特殊鋼板の除外の可否と評価
- (vi) VRAの影響：VRAの米国内産業への影響とスウェーデンからの輸入との関連

〔パネル手続の停止の要請〕

米国は、1993年6月18日、76年の課税対象範囲の裁定について再検討するため、手続を停止するよう求めた。さらに同月24日、ITCが自己の発意による再調査を開始することを同月決定したことを通知し、手続の停止を再度求めた。それに対してスウェーデンは、この時期の手続の停止は正当化されないと通告した。

【報告の要旨】

パネルは、スウェーデンが合意しないことを理由に、米国の手続停止の要請を認めず、以下のような判断を下した。

1. 協定9条1項に基づく義務について

9条1項についてスウェーデンが提起した問題は、9条1項が2項とは別の義務を締約国に課しているか否かである。9条1項は、締約国に、必要がなくなった措置を維持しないことを義務付けているが、そのために取るべき手段については何も規定していない。他方、9条2項は、明確に再審査の義務を規定している。ここでの再審査は、1項との関連で理解することができ、課税の継続が「損害を与えるダンピングに対抗するために必要」であるか否かの審査である。9条1項が、2項とは別の手続を締約国に義務付けるという解釈は、締約国が2項に基づく再審査を行っていても1項に基づく義務に違反するという

結果をもたらし、全体としての 9 条の制度に矛盾が生じることになる。

2. 協定 9 条 2 項に基づく義務の違反

(1) 自己の発意に基づく再審査について

9 条 2 項は、再審査の方法として二つを選択的に規定しているが、一方だけを認めればよいという解釈を認めることはできない。それは、利害関係者の要請があっても調査当局が拒否することを認めることにつながるからである。

スウェーデンの主張する正当な理由は、輸出者が申請の際に主張したものと同様である。ただその対象とする期間が、87 年以降について重ならない。主張する状況と期間が同じであれば、申請に基づく再審査と自己の発意に基づく再審査を同時に行うことはできないため、別個にそれぞれの適合性を判断することは不可能である。本件では、自己の発意に基づく再審査に関しては、87 年以降についてのみ可能である。

9 条 2 項は再審査をすべき期間を特定していないが、少なくとも締約国は誠実に履行しなければならない。非常に長い期間にわたって自己の発意に基づいて再審査をしないということは、9 条 2 項が締約国に認めた裁量を逸脱したという重大な疑問を提起する。特に、ITC が 73 年のダンピング認定の対象品目を知らなかったということは、その消極的態度を反映しているように思われる。

(2) 再検討開始の申請の却下について

(2)-1 1987 年の申請却下について

当事国は、9 条 2 項の「実証的な情報」の意味と ITC の決定の事実の評価に関する妥当性の問題を提起している。

「実証的な情報」の意味については、その固有の文脈で解釈すべきであって、他の規定の証拠に関する基準を参照するのは説得的ではない。9 条 2 項に基づく再審査開始の決定は、ダンピング防止税の賦課の継続が必要か否かを決定するための事実審査手続を開始するか否かの決定であり、「実証的な情報」は、そうした事実審査が必要であることを納得させるような情報である。9 条 2 項の文言は、申請する利害関係者にそうした情報を提出する責任を負わせているが、その責任は再審査を開始するか否かの入口の問題であるということとを合せて理解されなければならない。

パネルは、当事国が対立した問題に抽象的に対処するのを控え、始めに事実に関する問題を検討する。

(2)-1-1 輸入量の進展と 1976 年の米国内製鋼所の買収

ここで問題とされているのは、事実の側面として、米国内の製鋼所の買収が輸入量にも輸入品の構成にも影響を与えていないという I T C の判断の適否と、法的な問題として、輸入量の減少それ自体が再審査開始の正当化の指標として関連性を有するか否かである。

1976 年の関税局の裁定は三つの特殊鋼板を課税の対象から除外しているが、I T C は、申請者がその一つだけを主張したこと、裁定が公表されなかったことを理由に他の二つの除外を否定した。申請者が三つの特殊鋼の除外を主張し、そのうち一つが関税局の裁定によって除外されているのを知りながら、他の二つについて確認するための措置を I T C がとらなかったことは、本パネルには理解しがたい。76 年の関税局の裁定は、米国の当局の行為であって I T C が知ることができる事実であり、15 条 5 項(b) に規定する「輸入国の調査当局が知るに至った」事実ではないとはいえない。さらに、課税対象のような直接的な問題に関して有している情報を申請者の主張がないことを理由に無視することを認めるような 15 条 5 項(b) の解釈はできない(299-303)。

I T C は、買収後に輸入量の減少はないとしているが、米国が言及した統計によれば、近年の輸入は増加しているが、買収後に続く年の輸入量は明らかに減少している。また三つの製品を誤って含めたことがなければ、I T C の結論は資料によって裏付けられない。また米国は、三つの製品を除外した統計に基づいても 76 年以降の減少が 74 年の減少に比べてわずかであると主張しているが、I T C の決定では両者の比較はなされておらず、単に輸入の減少を否定している。米国の主張は事後の理由付けであり、この主張に従った検討は行わない。したがって、買収が輸入量の減少に関連はないという I T C の結論は、誤った事実に基づくものである(308-311)。

輸入量の減少について、それが再審査開始を正当化するか否かについて当事国間で見解の相違があるが、ダンピング防止税賦課以外の要因が必要とする米国の主張に従って、I T C が適切に結論を出したかを判断する必要がある。上述のように、76 年以降の減少とその買収との関連を否定した結論は支持されない。こうした状況の下では、ダンピング防止税の賦課以外の要素がない輸入量の減少は再審査開始の基礎とならないという米国の主張は不適切である(314)。

スウェーデンからの輸入構成について、申請者が標準タイプの熱延鋼板を米国内の製鋼所から供給する方針に転換したと主張したのに対して、I T C は、標準タイプの熱延鋼板がかなりの量が輸入されていると述べている。本パネルは、その結論を裏付けると米国が主張する資料は除外された三つの特殊鋼が含まれ、実際に課税された熱延鋼板輸入量を示

していない。そこから I T C がどのようにしてこのような結論に至ったのか理解できない (319-322)。以上の検討から、米国内製鋼所の買収が再調査開始を正当化する状況の変化ではないとする I T C の判断は、①誤った事実に基づいて買収後の輸入が減少していないと判断し、②輸入された製品の構成が買収によって影響を受けていないという結論を適切に説明していないため、誤っている (324)。

(2)-1-2 スウェーデン産業の再編

スウェーデンのステンレス鋼板メーカーが再編によって 1 社となったため、独占的地位にあり、その結果、ダンピング輸出が増加するおそれがあるという米国の主張は、I T C の決定にはないため、ここでは検討しない。

輸入量を増加させるのに十分な余剰生産能力があるという I T C の判断は、申請者の提出した資料によって支持される。問題となるのは、余剰生産能力が実際に米国への輸出増加のために用いられるか否かを I T C が検討すべきであったか否かである。申請者が再編による生産能力の減少だけを主張したのではなく、輸出戦略の変更と合せて主張したことを考えると、I T C は、輸出戦略の変更と合せて生産能力の減少が再審査開始の基礎として十分でないことを説明する責任を負う。上述の輸出戦略に関する検討と合せて考慮すると、I T C は、適切な説明をしていない (340-344)。

(2)-1-3 西ヨーロッパの需要増加と E C との自由貿易協定

〔西ヨーロッパに置ける需要の増加〕

E C に対する輸出量に関する資料について、申請者が提出したものと米国内産業が提出したもののいずれが信頼できるかに争いがある。申請者が提出した資料は、E C の輸入を示すもので、当初の 6 カ国から 10 カ国に輸入国の範囲が増加しており、一貫した基礎がない。またこの資料は、E C の需要の増加を裏付けるものではあるが、西ヨーロッパの需要増加を裏付けるものではない。申請者は、西ヨーロッパがスウェーデンにとって強力で継続的に成長している市場であると主張したが、その需要増加を裏付ける資料を I T C に提出していないため、I T C が申請者の提出した資料を不十分としたことに誤りはない (363-364)。

I T C の判断では、E C のステンレス鋼板の輸入が 73 年から 85 年の間に 5 % しか増加していないとされ、熱延鋼板に関しては国内産業が提出した資料がそれを裏付けている。しかし、申請者の主張は、E C のステンレス鋼板（熱延と冷延）の需要の増加であって、I T C が冷延鋼板を除外した国内産業の提出した資料からそのような結論がどのようにし

て導かれたのか、本パネルには理解できない。また申請者が73年の決定の時と比較して主張したのに、ITCが検討の期間を72年から85年とした納得できる理由が見いだせない(369-373)。しかし、申請者の提出した西ヨーロッパの需要増加に関する情報が一貫した基礎に欠けるということ自体で、再審査開始を正当化する情報ではないというITCの判断が誤りでないという結論を出すのに充分である(376)。

〔ECとスウェーデンの間の自由貿易協定〕

ITCは、自由貿易協定による需要の増加に関しては明確に対処しているが、自由貿易協定の影響については特に言及していない。申請者は、自由貿易協定の結果としての西ヨーロッパの需要増加と貿易転換および貿易創出効果の結果米国への輸出に影響があると主張した。ITCは、ECへの輸出の増加がわずかであること、米国への輸入の減少がないことから、検討の必要がないと判断したのだろうが、そうした理由を明示していない。したがって、パネルは、ITCの決定が自由貿易協定に関する情報が再審査を正当化しない理由を提供していない、との結論に達した(387-388)。

(2)-1-4 自主規制(VRA)

VRA締約国に認められたダンピング防止税等の停止や新規手続の停止は、数量制限の見返である。スウェーデンに対して数量制限は課されていないため、スウェーデンの生産者はどんな量でも自由に輸出できるというITCの判断に誤りはない(402)。

ITCは、国内産業への影響に関する説明の脚注で、1987年の1974年通商法203条に基づく調査の決定に言及した。この決定は、自主規制の継続を前提として83年に導入されたセーフガード措置の終了を勧告している。この決定がVRAの国内産業への影響を否定したITCの判断の基礎を提供しないというつもりはないが、単に言及するだけでなく、この決定がITCの判断理由でどのような意味を有しているのか詳しく説明することが適当であると考ええる。しかし、この点に関する申請者の主張は二次的なものであり、これに関する情報をほとんど提出していないため、この点についてのITCの説明が不適切であるとは考えない(404-406)。

(2)-1-5 ダンピング決定の修正

申請者の要請には、課税の取消しの他、三つの種類の製品を対象から除外する修正のための再審査要求が含まれていた。ITCの取消のための再審査開始拒否が9条2項に違反するという判断がある以上、この点を扱う必要がないとの議論もありうるが、本パネルは必要性が完全に除去されたと考えない(411)。

I T Cの決定は、二つの要求について明確に区別せず、修正について取消しと区別して議論していない。I T Cは、二つの特許製品の輸入がわずかで、標準タイプの熱延鋼板が継続してかなりの量で輸入されているとして申請を却下した。パネルは、この結論が標準タイプの輸入量がかかりのものであるのに対して、二つの製品の輸入がわずかであることを重視する理由が理解しがたい。しかし、I T Cは、さらに新しい製品であることが課税対象からの除外の基礎とはならないとし、これらの三つが単一の同種の産品であるとしている。スウェーデンは、「同種の産品」であるとの決定に異議を申立てず、なお対象から除外すべきとする主張でその法的基礎を明確にしていない。I T Cは、74年通商法203条に基づく決定を引用しているが、本パネルは、国内産品と競争的であるという表現はみつけれなかった。I T Cの決定の理由の一部に疑問を感じるが、この点について適切に説明をしていると考える(420-427)。

この結論は、新製品が同種の産品であることのみを基礎にしてダンピング課税の対象となるか否かについて判断を下すものではない(428)。

(2)-2 1985年の申請却下

85年の申請は、基本的に87年と同一のものであるが、個別の議論や提出資料に違いがあり、また当事者はほとんど主張をしていない。しかし、少なくとも米国内の製鋼所買収の影響については、対象外の三つの製品を含んだ誤った資料に基づいた判断であったといえる(433-435)。

また、85年の申請では、より詳細な国内産業の状況に関する情報が提出されているのにI T Cはこの点について判断していない。しかし、当事国がこの点を主張していないので、パネルは判断を控える(436)。

〔結論〕

スウェーデンは、ダンピング決定の取消しとパネルが合理的と考える範囲で税の還付を要請したが、米国の違反は、I T Cの再審査開始の却下の重要な要素の有効性に影響するものであり、適切に判断していれば、再審査を開始したであろう、とパネルは考える。したがって、米国がその措置を本協定の義務に適合させる適切な方法は、ダンピング決定の再審査を開始することであり、パネルは、米国が即時に再審査を開始することを勧告する(437-438)。

【解説】

1. 本件は、ダンピング防止税賦課決定の再審査に関するダンピング防止協定（以下防止協定）9条の解釈を明確にした点で注目すべき事例である。また、従来からダンピング防止手続に関するパネル報告は、異議申立国に立証責任を負わせ、発動国にとって比較的緩やかな判断を示してきた。本件においてもそうした態度は踏襲されている。以下では、防止協定9条の解釈と具体的な問題の認定についてそれぞれ検討したい。

2. 防止協定9条は、1項で「損害を与えるダンピングに対抗するために必要な期間及び限度に」限ってダンピング防止税の賦課を認め、2項で正当な理由がある場合に再審査すべきことを規定している。本件で問題とされたのは、1項と2項の関係、すなわちそこで規定される輸入国の義務の内容である。スウェーデンは、1項は2項とは別にダンピング防止税の課税の期間を限定したと主張したが、パネルは、1項で必要のない措置を維持しない義務を規定し、2項でそのための具体的な手続きを定めているとして、基本的に米国の主張を支持した。

しかし、本件パネル報告は、2項で規定された再審査については、自己の発意に基づくものと申請に基づくものいずれか一方のみを認めるだけでは不十分であるとし、さらに、2項は再審査の期間を定めていないが、非常に長い期間にわたって再審査を行わない場合は、裁量を逸脱したとの疑念が生じると判断している。一部の締約国の国内法では、ダンピング防止税の賦課決定の効力を一定期間に限ったり、一定期間後に自動的に再審査を行うという、いわゆるサンセット条項を有する場合があるが、本件パネルの判断は、そうした意味で期間を限定したものではない。

9条で規定された義務の内容について、スウェーデンは、監視の義務を含めて、かなり明確に期間を限定していると主張し、9条1項をサンセット条項として解釈しようとしたことが伺えるが、パネルはそうした主張を認めなかった。しかし、義務の誠実な履行という観点から、例外としてのダンピング防止措置の一時的性格を明確にし、明確な期間の限定をしないながらも、再審査をせずに長期にわたるダンピング防止税の賦課に疑問を提示することによって、実質的にスウェーデンの主張を一部認めたものということもできるだろう。この点について、ウルグアイ・ラウンドで合意された新ダンピング防止協定は、その11条3項でダンピング防止税の賦課を原則として5年としており、今後こうした問題は生じないことになろう。

3. 個別の問題について、本件パネルも、従来ダンピング防止措置や補助金相殺関税に

かかわる事件で多く採られてきた審査方法を採用している。すなわち、パネルは、国内の調査当局が行った事実認定をあらためて(de novo) 行うのではなく、その認定が証拠に基づき合理的になされているか否かを判断する。そして仮に証拠に基づく事実認定について、パネルが別の結論に達する可能性があっても、調査当局の判断を尊重するというものである。この方法は「スタンダード・オブ・レビュー」と呼ばれ、新ダンピング防止協定17条6項で明文化された(注)。

本件パネルでは、スウェーデン企業による米国内製鋼所の買収の影響、スウェーデン産業の再編の影響、E Cとの自由貿易協定の影響に関して米国ITCの判断が不適切であると判断された。

製鋼所の買収については、その影響の評価において76年の関税局の裁定によってダンピング決定から除外された3品目の内2品目を加えた資料に基づいたことが主な理由となっている。この問題は、スウェーデン企業が産業再編によって1社となり、76年の裁定で他の2品目も除外されたのに気付かず、1品目のみの除外を申請において主張したこと、さらに関税局の裁定が公表されなかったため、生じた事態であった。申請の際に裁定による除外が主張されなかった2品目については、ダンピング決定からの除外を求める主張がなされていた。

ここで重要なことは、パネルが、政府機関を一体としてとらえ関税局の裁定を防止協定15条5項(b)に規定する「輸入国の調査当局が知るに至った」事実とした点である。これは、妥当な判断といえるが、このことをパネルが一般的に認めたものかは問題となる。というのも、パネルは、判断理由の中で、ITCが1品目の裁定による除外を知りながら、他の2品目について確認しなかった点を問題にしているからである。この点が判断の重要な要素であったならば、3品目とも裁定に基づく除外の主張ではなく、決定からの除外を要請する主張であった場合、同様に扱われない可能性も否定できない。しかし、76年の関税局の裁定は、米国の当局の行為であってITCが知ることのできる事実であるとし、さらに課税対象のような直接的な問題に関する情報を申請者の主張がないことを理由に無視できないと判断している以上、課税対象について何等かの主張があれば、こうした解釈が認められるべきであろう。

パネルは、産業再編の影響について、余剰生産能力の存在を基礎に再審査を否定したITC決定に対して、申請者の輸出戦略変更も合わせて検討し、説明すべきであると判断した。輸出戦略の変更については、米国内製鋼所の買収と関連して主張されており、そこでの資

料が誤ったものと判断された以上、仮に I T C が検討していたとしても違反の認定がなされた可能性が高い。

自由貿易協定の影響は、西ヨーロッパの需要の増加と関連して主張されたため、パネルは、需要の増加がわずかであること、米国への輸入が減少していないことから I T C が検討の必要がないと判断したと推測しながらも、その点について理由を明示していないとして米国の防止協定違反を認定した。ここでパネルが述べたように I T C が決定で言及していたならば、パネルはどのように判断したのであろうか。誤りのない資料に基づき通常理解できる結論を導くならば、その適法性を認定してきた最近のパネルの審査方法に従うならば、このような場合でも適法と認定されるだろう。このような判断は、形式的に過ぎるようにも思われるが、申請者が主張した点についてすべて説明がなされるべきであるという点で意味があるように思われる。

以上で違反が認定された点について見てきたが、本件で重要な意味を有していたのは、申請者や当事国の主張と判断の基礎となる資料の質である。違反が認定された点は、誤った資料に基づく判断や申請者の主張に対する明示の説明がない場合であった。また本件パネルは、いくつかの点で、I T C の判断に疑問を提示しながらもその適法性を認めている。しかしそれは、申請者がそうした問題の主張が十分でなかったか（自主規制の影響、ダンピング決定の修正）、一貫した資料に欠ける（西ヨーロッパの需要増加）場合であった。こうして本件は、主張・立証責任を原則として異議申立国に負わせるという最近の（そしてウルグアイ・ラウンド新防止協定以降の）ダンピング防止措置に関するパネルの態度を明確に示した事例ということができよう。

<注> 新ダンピング防止協定で明文化された「スタンダード・オブ・レビュー」は、近年のダンピング、相殺関税にかかわるパネルの態度を明確化したものとして理解されている（柳 赫秀『ガット19条と国際通商法の機能』1994年225-226頁、D. J. Walker, "Fair" vs "Free" Trade: The Uruguay Round and Beyond (Address presented at Fair Trade Centre, 6 April 1994), p.6)。しかし、協定の規定について、複数の解釈が可能で調査当局がそのいずれかに基づいている場合は適法とされるため、従来の慣行に変化がないとは断定できない。

【参考文献】

「米国によるスウェーデン産ステンレス鋼管に対するダンピング税の賦課」

(ADP／47、1990年8月20日報告)

『ガットの紛争処理に関する調査／調査報告書』公正貿易センター平成6年

「米国によるノルウェー産生鮮・冷蔵鮭に対するダンピング税の賦課」

(ADP／87、1992年11月30日パネル報告)

『ガットの紛争処理に関する調査／調査報告書』公正貿易センター平成6年

(間宮 勇)